

第6 予防接種事業



1 予防接種事業

(1) 乳幼児等の予防接種事業

ア 目的

接種を受けた個人に免疫を付け、感染及び発症の予防、症状の軽減を図るとともに、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図る。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則
定期接種実施要領

ウ 対象

予防接種の種類		対象年齢
ロタウイルス	ロタリックス（1価）	生後6週0日～24週0日までの間
	ロタテック（5価）	生後6週0日～32週0日までの間
B型肝炎		生後0か月～12か月（1歳）に至るまでの間
ヒブ（Hib）		生後2か月～生後60か月（5歳）に至るまでの間
小児用肺炎球菌		生後2か月～生後60か月（5歳）に至るまでの間
4種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）		【1期】生後2か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
3種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）		【1期】生後2か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
ポリオ		生後2か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
BCG		生後12か月（1歳）に至るまでの間
水痘		生後12か月（1歳）～生後36か月（3歳）に至るまでの間
MR（麻しん風しん混合）		【1期】生後12か月（1歳）～生後24か月（2歳）に至るまでの間
		【2期】5歳～7歳未満で、小学校就学前の1年間
日本脳炎		【1期】生後6か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
		【2期】9歳～13歳未満
		【特例対象者】平成7年4月2日生～19年4月1日生の者は20歳未満
2種混合（ジフテリア・破傷風）		【2期】11歳～13歳未満
HPV（子宮頸がん予防）		12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
		【キャッチアップ接種】平成9年4月2日生～高校2年生相当

エ 対応者

指定医療機関、県内接種協力医、契約医療機関、保健師、看護師、事務職員、母子愛育班員

オ 内容

健康福祉センターで行う集団予防接種、市内指定医療機関で行う個別予防接種のほか、埼玉県住所地外定期予防接種（インフルエンザを除く。）相互乗り入れ制度に基づく県内接種協力医等により予防接種を実施している。

カ 実績

接種状況（延べ接種者数）

単位：人

予防接種の種類	年度	R 4	R 3	対比
ロタウイルス		1, 4 5 7	1, 6 3 2	- 1 7 5
B型肝炎		2, 0 4 1	2, 2 8 9	- 2 4 8
ヒブ（H i b）		2, 8 3 2	3, 0 6 3	- 2 3 1
小児用肺炎球菌		2, 8 2 9	3, 0 6 1	- 2 3 2
4種混合 （ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）		2, 8 3 5	3, 1 6 3	- 3 2 8
BCG		7 2 0	7 6 6	- 4 6
水痘		1, 4 5 7	1, 4 8 7	- 3 0
MR		1, 7 0 5	1, 8 1 9	- 1 1 4
日本脳炎		4, 8 2 3	2, 3 6 3	2, 4 6 0
二種混合（ジフテリア・破傷風）		7 9 8	8 6 7	- 6 9
HPV（子宮頸がん予防）		1, 5 0 6	3 6 2	1, 1 4 4

キ 事業の経過

- 昭和23年7月 予防接種法が施行
- 昭和26年 結核予防法が制定
- 昭和33年4月 対象疾病から、しょう紅熱が削除、二種混合（DT）ワクチン（ジフテリア・百日せき）が追加
- 昭和39年 ポリオ生ワクチンが定期接種化
- 昭和43年 三種混合（DPT、ジフテリア・百日せき・破傷風）ワクチン定期接種化
- 昭和51年6月 予防接種による健康被害について法的救済制度が創設
- 昭和52年8月 中学生女子に対する風しんワクチンが定期接種化
- 昭和53年10月 麻しんが定期接種化
- 平成元年4月 MMRワクチン（麻しん・おたふくかぜ・風しん）接種開始
- 平成5年4月 MMR ワクチン接種が実施見合わせ
- 平成13年11月 一類（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎）と二類（高齢者のインフルエンザ）に類型化
- 平成16年 結核予防法改正により、ツベルクリン反応検査が廃止になり、BCG直接接種及び接種年齢が生後0日以上6か月未満となる

平成17年5月	日本脳炎ワクチン定期接種の積極的勧奨の差し控え勧告
平成17年7月	日本脳炎Ⅲ期接種が廃止
平成18年4月	MRワクチンの2回接種（第1期、第2期）が導入
平成18年6月	MR定期接種において、単独ワクチンも接種可能になる。平成18年3月31日までに麻しん、風しんの単独ワクチンを接種した者も第2期の接種が可能となる
平成20年4月	MR定期接種の5年間の時限的措置として、中学1年生及び高校3年生相当の者に対し第3期、第4期のMRワクチン導入
平成21年6月	日本脳炎定期接種第1期に、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが使用可能となる
平成22年3月	日本脳炎ワクチンの使用期限が到来したことにより、以後、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを用いることが周知される
平成22年4月	標準的な年齢（3歳・4歳児）への日本脳炎の接種勧奨再開
平成23年5月	日本脳炎の特例対象者として平成7年6月1日生まれ～平成19年4月1日生まれが追加
平成24年9月	ポリオの予防接種において、使用ワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンに、接種回数が2回から4回へ変更。この改正による定期予防接種の対象は、3回目までに限定
平成24年11月	4種混合（DPT-I PV）ワクチン導入、ポリオ4回目の接種が定期化
平成25年1月	長期にわたり療養を必要とする疾病等により定期接種の機会を逸した者に、接種機会を確保することとなる
平成25年4月	日本脳炎の特例対象者に平成7年4月2日生まれ～平成7年5月31日生まれが追加。結核定期接種の対象年齢が生後1歳に至るまでの間となる。H i b感染症、小児肺炎球菌感染症、HPV感染症がA類疾病に追加され、定期接種化。これにより、平成23年度からのHPV予防接種費用の助成が終了。MR定期接種の第3期、第4期が終了
平成25年6月	厚生労働省がHPVワクチンの積極的勧奨の差し控え勧告
平成25年11月	小児用肺炎球菌感染症予防接種ワクチンが沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンから沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンに変更
平成26年10月	水痘がA類疾病に追加され、定期接種化
平成28年10月	B型肝炎予防接種がA類疾病に追加され、定期接種化
令和2年10月	ロタウイルス予防接種がA類疾病に追加され、定期接種化
令和3年11月	厚生労働省がHPVワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えに係る通知を廃止したことに伴い、HPVワクチン積極的勧奨を再開
令和4年4月	HPV の積極的勧奨差し控えにより、接種機会を逃した者にキャッチアップ接種を実施

ク まとめ

出生数の減少により乳児期に接種する予防接種の接種者数は、減少傾向にある。令和3年度中に発生したワクチンの出荷停止による流通減が解消した日本脳炎と、積極的勧奨及びキャッチアップ接種を実施した HPV は接種数が増加した。

(2) 高齢者インフルエンザ予防接種事業

ア 目的

高齢者のインフルエンザへの感染の防止し、もって高齢者の健康増進を図る。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則
定期接種実施要領、入間市高齢者のインフルエンザ予防接種事業実施要綱

ウ 対象

インフルエンザ予防接種を希望する者のうち、接種日に65歳以上の者及び接種日に60歳以上65歳未満のもので、心臓、腎臓、呼吸器の機能に極度の障害のあるもの又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のあるもの（いずれも身体障害者手帳1級相当の障害）

エ 対応者

指定医療機関等及び県内接種協力医、保健師、事務職員

オ 内容

10月1日から翌年1月31日まで、指定医療機関等、埼玉県住所外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ制度による県内協力医療機関等により予防接種を実施している。自己負担額は原則1,500円。

カ 実績

接種状況

単位：人

区分 年度	対象者	接種者	接種率 (%)	再掲		
				指定 医療機関等	相互 乗り入れ	その他
R4	44,133	21,842	49.49	18,985	2,843	14
R3	45,279	20,740	45.80	17,448	3,280	12
対比	-1,146	1,102	3.69	1,537	-437	2

※その他：依頼書による接種等

キ 事業の経過

平成13年度 事業開始

平成16年度 埼玉県住所外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ制度を開始

ク まとめ

令和3年度と比べ、接種率は微増となった。例年まん延する感染症につき、今後も周知の徹底を図る。

(3) 高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業

ア 目的

高齢者の肺炎球菌感染症を予防し、もって高齢者の健康増進を図る。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則
定期接種実施要領、入間市高齢者の肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱

ウ 対象

肺炎球菌予防接種を希望する者のうち、年度内に65、70、75、80、85、
90、95、100歳になる者及び、接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎
臓、呼吸器の機能に極度の障害のある者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機
能に障害のある者（いずれも身体障害者1級程度の障害）。ただし、既に肺炎球菌
ワクチンの接種を受けたことがある者は対象外。

エ 対応者

指定医療機関等及び県内接種協力医、保健師、事務職員

オ 内容

市内指定医療機関、埼玉県住所地外定期予防接種（インフルエンザを除く。）相
互乗り入れ制度に基づく県内接種協力医、契約医療機関等において個別予防接種を
実施している。自己負担は、原則5,000円。

カ 実績

接種状況

単位：人

区分 年度	対象者	接種者	接種率 (%)
R4	6,346	1,401	22.08
R3	5,801	1,426	24.58
対比	545	-25	-2.5

キ 事業の経過

平成21年度 事業開始。接種期間は11月1日から翌年1月31日まで
平成22年度 過去に肺炎球菌のワクチン接種歴がある者も対象とした
平成23年度 ワクチン不足により接種期間を3月末まで延長
平成24年度 接種者数拡大をはかるため、接種期間を3月末までとした
平成25年度 接種期間を通年とした
平成26年度 10月1日から平成30年度まで定期接種として実施。対
象者は、年度内に65・70・75・80・85・90・95・
100歳になる者とした
平成27年3月 入間市の独自補助が終了となる
令和元年度 定期接種を令和5年度までの5年間延長し、令和元年度のみ
100歳以上の者を対象とした

ク まとめ

令和4年度も引き続きコロナワクチンの接種と並行した事業実施となった。今後
も制度の周知を徹底し、事業を行っていく。

(4) 風しん予防接種費用助成事業

ア 目的

風しんの感染を予防するための予防接種を受ける者に対し、当該予防接種費用を
助成することにより、その接種率を高め、もって先天性風しん症候群の予防を図る。

イ 根拠・関連法令

入間市風しん予防接種費用助成金交付要綱

ウ 対象

風しん抗体検査等の結果、予防接種を受ける必要があるとされた者で、妊娠を予
定し、又は希望している女性で19歳以上49歳以下のもの、及び風しんの抗体価
が低いとされた妊娠している女性の夫、胎児の父又は同居者で19歳以上のもの

エ 対応者

保健師、事務職員

オ 内容

風しんの予防接種を受けた助成の対象者から、助成金の交付申請を受け付け、交
付決定したのに対し助成金（上限3,000円）を交付する。

カ 実績

交付状況

単位：人

年度	区分	交付者	再掲	
			女性	男性
R4		29	22	7
R3		37	33	4
対比		-8	-11	3

キ 事業の経過

平成25年度 事業開始

平成26年度 対象の条件に「風しん抗体検査等の結果、予防接種を受ける必
要があるとされた者」を加えて、通年で実施

令和5年3月 事業終了

ク まとめ

妊婦が風しんウイルスに感染すると胎児にも感染し、先天性風しん症候群を発症
する可能性があるため、平成25年度より事業を開始したものである。

(5) 風しん追加対策事業

ア 目的

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しん追加対策事業を実施することにより、風しんの感染拡大防止及び先天性風しん症候群の予防を促す。

イ 根拠・関連法令

入間市風しん追加対策事業実施要綱

ウ 対象

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

エ 対応者

指定医療機関等及び全国実施協力医（集合契約）、保健師、事務職員

オ 内容

対象者は、市から送付された風しん抗体検査及び予防接種クーポン券を指定医療機関へ持参し、抗体検査を受ける。抗体検査の結果、風しん抗体価が基準値を下回った者が予防接種を実施する。

カ 実績

実施状況

年度	区分	対象者※	抗体検査	予防接種	受検率（接種率）	
					抗体検査	予防接種
R4		13,701	869	157	6.34	1.15
R3		15,296	1,102	225	7.20	1.47
R2		11,246	2,855	457	25.39	4.06
R1		8,234	1,809	312	21.97	3.79
合計(全体)		—	6,635	1,151	13.69	2.37

※ 対象者について

R1は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの者に対するクーポン券の発行人数

R2は、昭和37年4月2日から昭和27年4月1日生まれまでの者に対するクーポン券の発行人

R3は、前二年度の対象者累計から前二年度で抗体検査をした者の累計を差し引いた数に、転入によるクーポン券発行人数（480人）を加算した数

R4は、令和4年度対象者数（13,228人）に、転入によるクーポン券発行人数（473人）を加算した数

キ 事業の経過

令和元年度 事業開始

令和3年度 令和6年度までの事業延長を決定

ク まとめ

この事業における国の目標値は、抗体検査は約57%、予防接種は約13%（全対象者実施率）である。受診率向上ため、引き続き勧奨を行っていく。

(6) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

ア 目的

国の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防、重症化予防等を目的として、必要な接種体制を構築し、市民への安全かつ正確な接種を推進する。

イ 根拠・関連法令

予防接種法(特例臨時接種)、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種法実施規則

ウ 対象

乳幼児(生後6ヶ月～4歳)、小児(5歳～11歳)、12歳以上の方

エ 対応者

市内協力医療機関(集合契約)、集団接種協力医師・看護師 他

オ 内容

乳幼児の初回接種、小児及び12歳以上の方の初回接種並びに追加接種を進め、対象者への接種券送付、予約システムの運用、コールセンターでの予約対応、集団接種の実施、医療機関へのワクチン配送、接種記録管理、接種証明書発行等を行った。

カ 実績

(ア) 乳幼児・小児の接種率

※令和5年3月31日現在

	乳幼児接種(6か月～4歳)			小児接種(5歳～11歳)		
	対象人数	接種回数	接種率(%)	対象人数	接種回数	接種率(%)
初回接種	3,942	87	2.21	7,934	2,084	26.27
追加接種					1,063	13.40

(イ) 12歳以上の方の接種率

※令和5年3月31日現在

	12歳以上65歳未満			65歳以上		
	対象人数	接種回数	接種率(%)	対象人数	接種回数	接種率(%)
初回接種	89,816	77,493	86.28	43,891	42,090	95.90
追加接種		61,705	68.70		40,032	91.21
うちオミクロン株対応ワクチン		35,543	39.57		32,338	73.68

キ 事業の経過

令和3年度 12歳以上の方の初回接種・追加接種、小児の初回接種を開始

令和4年度 オミクロン株対応ワクチンによる追加接種、小児の追加接種、乳幼児の初回接種を開始

ク まとめ

今後も、国の方針に基づき、迅速な接種体制の整備と市民への最新知見の情報提供に努める。